

最近の取組

- 平成27年 1月 「営業秘密管理指針」の全部改訂
- 2月 INPIT「営業秘密110番」の設置
- 平成28年 1月 「改正不正競争防止法（平成27年改正）」の施行
全国47都道府県警察において「営業秘密保護対策官」を指定
- 2月 「秘密情報の保護ハンドブック」の公表
- 6月 「改正関税法（営業秘密侵害品の税関での水際差止を行う輸出入禁制品への追加）」の施行
- 7月 営業秘密官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」の配信開始
- 12月 「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」の公表
- 平成29年 3月 INPIT IP・eラーニング用学習教材「秘密情報の保護ハンドブック」配信
- 7月 INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）の設置
- 平成30年 5月 不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・公布
- 11月 不正競争防止法施行令（営業秘密の推定規定）施行
平成30年改正 技術的制限手段に係る改正事項 施行
- 平成31年 1月 営業秘密管理指針改定、限定提供データに関する指針策定
- 令和元年 6月 海外における営業秘密漏えい対策支援事業の公募セミナー開始
- 7月 平成30年改正 限定提供データ等に係る改正事項 施行

PR・相談

- 経産省セミナー：201回（平成27年7月～令和元年5月）
（不競法関連）
-うち、営業秘密について説明：157回
-うち、警察庁・都道府県警・公安調査庁と連携：47回
- INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密110番）、関西知財戦略支援専門窓口」への相談：660件（平成30年度）

平成30年以降の主な事案

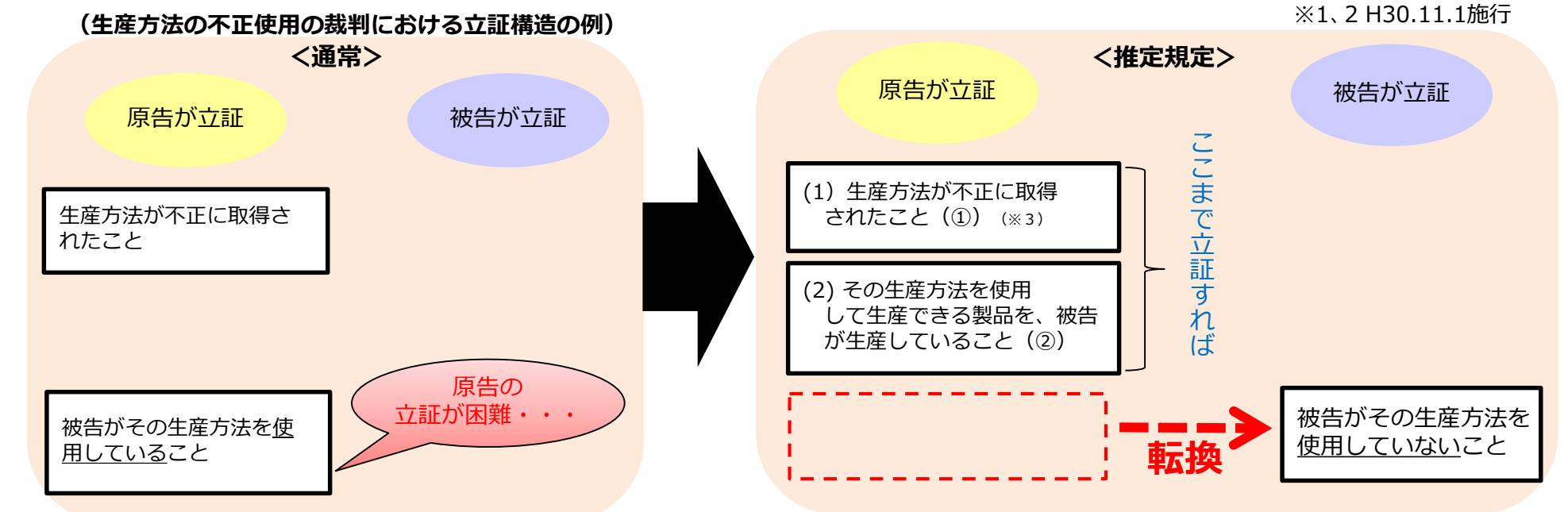
- 工作機械メーカーから顧客情報を持ち出したとして、元従業員を逮捕。罰金50万円の略式命令。
- ITコンサルから従業員名簿等を持ち出し開示したとして、元従業員を逮捕。懲役1年(執行猶予3年)、罰金50万円(判決)。
- 切削工具メーカーの工作図データなどを不正に複製したとして、元社員を逮捕。懲役2年(執行猶予4年)、罰金50万円の判決。
- 精密部品会社の設計図などを持ち出し開示したとして、元社員および漏えい先役員を逮捕。その後、漏えい先役員は、営業秘密の国外使用などの容疑で追送検。
- 静岡県の産業用機械製造会社の設計図面等のデータを持ち出したとして、元社員2名を逮捕。
- 青森県の建設会社の顧客情報を不正に複製したとして、元社員を逮捕。
- 石川県の医療機器会社の営業秘密を持ち出したとして、元社員2名を逮捕。うち1名について、罰金30万円の略式命令。
- システム開発会社の営業情報を持ち出し開示したとして、元社員を逮捕。
- 切削工具メーカーの設計データを持ち出したとして、元社員を逮捕。懲役1年2月、罰金30万円の判決。
- 臨床検査機器メーカーから研究データ等を持ち出すとして、元社員を書類送検。
- 新聞社から社員の賃金データ等を持ち出したとして、元社員を書類送検。
- 鉄鋼メーカーから技術情報を海外企業へ漏えいさせたとして、元従業員に損害賠償として約10億円の支払い等が命じられた(東京地裁)。
- スポーツ用品メーカーから秘密情報を持ち出したとして、元社員を逮捕。罰金50万円の略式命令。
- 電子部品等製造メーカーから技術情報を国外で使用する目的で不正に持ち出したとして、元社員を逮捕。
- OA機器販売会社から営業秘密を不正に持ち出したとして、元取締役と元社員を書類送検。

(出典) 事例については各種報道等を基に経済産業省作成。(令和元年6月7日時点)

営業秘密の不正な使用等の推定について(第5条の2、不正競争防止法施行令(※1)第1、2条)

原告(被害者)が、(1)生産方法等の営業秘密(技術上の秘密)を、被告(加害者)によって不正に取得されたこと、(2)被告がその生産方法を使って生産することができる製品を生産していること等(当該技術上の秘密を使用したことが明らかな行為)を立証した場合に、「その営業秘密を使用したか否か」という事実については被告に立証責任が転換する(被告が「営業秘密を使用していないこと」を立証する)。

| | ①対象となる営業秘密(技術上の秘密) | ②技術上の秘密を使用したことが明らかな行為 |
|-----------|---|---|
| 法律上に規定 | 生産方法 ＜例＞自動車組立技術 化学品の原材料情報 | 当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産 ＜例＞当該組立技術を用いて生産できる自動車の生産 当該原材料を用いて生産できる化学品の生産 |
| 政令に規定(※2) | 情報の評価又は分析の方法 ＜例＞血液を化学的に分析し、特定疾患の罹患リスクを評価する方法 | 情報の評価又は分析の方法を使用して評価し、又は分析する役務の提供 ＜例＞当該分析・評価方法を用いてできる、血液分析による特定疾患リスクの評価結果を提供するサービスの提供 |



※3 侵入などの不正な手段での取得(第2条第1項第4号)、不正取得・開示が介在した営業秘密であることを知ったうえでの取得(同項第5号、第8号)に限定

営業秘密保護・活用に関する
最近の動き

資料5

【公表予定】

<相談窓口等>

◆ INPIT ((独)工業所有権情報・研修館)
営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～

自社の情報が漏れてしまったかも?と思ったときはこちらの窓口にご相談下さい。その他、営業秘密管理や知財戦略に関するご相談も、知的財産戦略アドバイザーや知財専門家が無料で応じます。

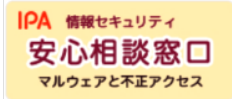
営業秘密・知財戦略ポータルサイト:

<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>

相談窓口: 03-3581-1101(内線3844)、trade-secret@inpit.go.jp
平日9:00-17:45(受付17:30まで)

全国47都道府県の知財総合支援窓口: <http://chizai-portal.inpit.go.jp/>
全国共通ナビダイヤル 0570-082100 でお近くの支援窓口につながります。

◆ IPA((独)情報処理推進機構)
情報セキュリティ安心相談窓口



コンピュータウイルス及び不正アクセスなどの情報セキュリティに関する技術的なご相談はこちらをご確認ください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

◆ 営業秘密関連情報サイト 【営業秘密のツボ】

営業秘密官民フォーラムメールマガジンバックナンバー

<https://www.ipa.go.jp/security/economics/mailmag/index.html>



<関係資料等>

◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関するさまざまな資料を掲載しております。(H31.1にHPをリニューアルしました!)

検索エンジンから!



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>

QRコードから!



不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL: 03-3501-3752
E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp